

第 3 回作業ワーキンググループ（12 月 15 日開催）の結果を踏まえた記載の修正について

1 記載内容の修正

- ①子の悩みに関する記載箇所について、父子家庭の状況について記載
 ②面会交流を親子交流（面会交流）に修正し、また、親子交流に係る説明文の見直し

【本編の修正箇所】

修正箇所	修正前	修正後
第 3 章 P 12	(追加)	○ 結果の記載について、原則調査時の例によるとしていますが、 <u>課題の記載などでは現在使用されている用語と従来のものとの併記している場合もあります。</u>
P 22	(2) 子どもに関する悩み 子どもに関する悩みについて、就学前の母子家庭では「教育・進路」が 1 位（30.9%）、父子家庭では「発達・健康」・「しつけ等」が同率 1 位（42.1%）となっていますが、 <u>それ以降の各年代においては、母子家庭・父子家庭ともに「教育・進路」の割合が高くなる傾向にあります。</u>	(2) 子どもに関する悩み 子どもに関する悩みについて、就学前の母子家庭では「教育・進路」が 1 位（30.9%）、父子家庭では「発達・健康」・「しつけ等」が同率 1 位（42.1%）となっていますが、 <u>母子家庭ではそれ以降の各年代においても「教育・進路」が 1 位であるのに対して、父子家庭では小学校高学年から「教育・進路」に変わっており、母子家庭と父子家庭で異なる結果となっています。</u>
P 23	子に関することから見えた課題 ●就学前では、保育所等の保育施設を利用している割合が高く、子どもの学年が進むにつれて自宅で過ごす割合が増える傾向にあります。子どもに関する悩みでは、 <u>子どもの学年が進むにつれ、教育や進路に関する悩みが多くなる傾向にあります。</u>	子に関することから見えた課題 ●就学前では、保育所等の保育施設を利用している割合が高く、子どもの学年が進むにつれて自宅で過ごす割合が増える傾向にあります。また、 <u>年代別の子どもに関する悩みでは、母子家庭と父子家庭で子どもの年齢が低いときに異なる傾向が見られています。</u>
P 40 脚注	(9) 面会交流の取決め状況 (追加)	(9) 面会交流の取決め状況 <u>面会交流 アンケートでは「離婚後、子どもと離れている親が、子どもと会ったりすること」として調査を行っている。昨今「親子交流」と呼称されてもいるが、調査結果に関する記述においては、</u>

修正箇所	修正前	修正後
		調査時の「 <u>面会交流</u> 」を使用している。
P 43	養育費や <u>面会交流</u> から見えた課題	養育費や <u>親子交流（面会交流）</u> から見えた課題
P 43	● <u>面会交流</u> の取決めをしていない理由について、前回調査時より「取決めをしなくても交流できている」と回答した人の割合が増加している状況が確認できました。	● <u>親子交流（面会交流）</u> の取決めをしていない理由について、前回調査時より「取決めをしなくても交流できている」と回答した人の割合が増加している状況が確認できました。
P 43	●養育費及び <u>面会交流</u> 取決め時の相談について、母子家庭、父子家庭とも「誰にも相談しなかった」と回答した割合が最も高く、また、市の相談窓口である「区役所等の相談員」、「札幌市母子寡婦福祉連合会（ひとり親家庭支援センター）」が相談相手になっている割合が極めて低くなっており、ここでも公的機関の相談窓口の認知が進んでいない状況が明らかとなっています。	●養育費及び <u>親子交流（面会交流）</u> 取決め時の相談について、母子家庭、父子家庭とも「誰にも相談しなかった」と回答した割合が最も高く、また、市の相談窓口である「区役所等の相談員」、「札幌市母子寡婦福祉連合会（ひとり親家庭支援センター）」が相談相手になっている割合が極めて低くなっており、ここでも公的機関の相談窓口の認知が進んでいない状況が明らかとなっています。
P 43	●母子家庭で、養育費を「受け取ったことがない」と回答した人の割合は、 <u>面会交流</u> の実施状況が「月 2 回以上」と回答した人では 22.0%であるのに対し、「行ったことがない」と回答した人では 54.0%となっているため、 <u>面会交流</u> の実施は養育費という経済的な面にも影響を与えている可能性もうかがえます。	●母子家庭で、養育費を「受け取ったことがない」と回答した人の割合は、 <u>親子交流（面会交流）</u> の実施状況が「月 2 回以上」と回答した人では 22.0%であるのに対し、「行ったことがない」と回答した人では 54.0%となっているため、 <u>親子交流（面会交流）</u> の実施は養育費という経済的な面にも影響を与えている可能性もうかがえます。
P 43	●「 <u>面会交流</u> の取決めをしていない理由」に「子どもの連れ去りや虐待の恐れがある」、「子どもが会いたがらない」と回答した人も少なからずおり、また、離婚の原因が DV である場合等、 <u>面会交流</u> の推進がひとり親家庭の福祉向上に繋がるわけではない場合もあると <u>推測</u> されることから、 <u>支援</u> については様々な可能性を考慮しつつ、慎重な対応をする必要があると考えられます。	●「 <u>面会交流</u> の取決めをしていない理由」に「子どもの連れ去りや虐待の恐れがある」、「子どもが会いたがらない」と回答した人も少なからずおり、また、離婚の原因が DV である場合等、 <u>親子交流（面会交流）</u> の推進がひとり親家庭の福祉向上に繋がるわけではない場合もあると <u>推測</u> されます。 <u>支援</u> については様々な可能性を考慮しつつ、慎重な対応をする必要があると考えられます。
第 4 章 P 54 脚注	(追加)	第 4 章はこれまでの取組の振り返りであるため、用語については従前のとおりとしている。
第 5 章 P 63	基本目標 3 養育費の確保及び適切な <u>面会交流</u> の推進	基本目標 3 養育費の確保及び適切な <u>親子交流（面会交流）</u> の推

修正箇所	修正前	修正後
	ひとり親家庭の生活を支え、子どもたちの健やかな成長を図るためにも、子どもが養育費を受け取ることができ、適切な <u>面会交流</u> が行われるよう、養育費及び <u>面会交流</u> に関する社会的機運の醸成や取決めの促進するための支援を推進します。	進 ひとり親家庭の生活を支え、子どもたちの健やかな成長を図るためにも、子どもが養育費を受け取ることができ、適切な <u>親子交流（面会交流）</u> が行われるよう、養育費及び <u>親子交流（面会交流）</u> に関する社会的機運の醸成や取決めの促進するための支援を推進します。
P64	基本目標 3 養育費の確保及び適切な <u>面会交流</u> の推進 1 養育費及び <u>面会交流</u> に関する相談体制の強化 2 養育費及び <u>面会交流</u> に関する広報・啓発活動の推進	基本目標 3 養育費の確保及び適切な <u>親子交流（面会交流）</u> の推進 1 養育費及び <u>親子交流（面会交流）</u> に関する相談体制の強化 2 養育費及び <u>親子交流（面会交流）</u> に関する広報・啓発活動の推進
P74	基本目標 3 養育費の確保及び適切な <u>面会交流</u> の推進 離婚を原因とするひとり親家庭では、養育費を受け取ることが子どもの権利であるにもかかわらず、いまだその確保が十分でないのが実態です。 また、アンケート調査の結果からは、養育費及び <u>面会交流</u> の取決状況は改善されてはいるものの、離婚時に養育費や <u>面会交流</u> について誰にも相談していない方が多くいることなどが課題として明らかになっています。 ひとり親家庭の生活を支え、子どもたちの健やかな成長を図るためにも、子どもが養育費を受け取ることができ、また、適切な <u>面会交流</u> が行われるよう、養育費及び <u>面会交流</u> に関する社会的機運の醸成等を推進するため、次の各事業に取り組みます。 なお、 <u>面会交流</u> には、DV 等の危険が伴う場合もあるため、その支援は慎重である必要があります。 <u>面会交流は養育費と関連付けて議論されることが多くありますが、養育費を受け取るためには面会交流を行わなければならないとの受け止めにならないよう、配慮が必要</u>	基本目標 3 養育費の確保及び適切な <u>親子交流（面会交流）</u> の推進 離婚を原因とするひとり親家庭では、養育費を受け取ることが子どもの権利であるにもかかわらず、いまだその確保が十分でないのが実態です。 また、アンケート調査の結果からは、養育費及び <u>親子交流（面会交流）</u> の取決状況は改善されてはいるものの、離婚時に養育費や <u>親子交流（面会交流）</u> について誰にも相談していない方が多くいることなどが課題として明らかになっています。 ひとり親家庭の生活を支え、子どもたちの健やかな成長を図るためにも、子どもが養育費を受け取ることができ、また、適切な <u>親子交流（面会交流）</u> が行われるよう、養育費及び <u>親子交流（面会交流）</u> に関する社会的機運の醸成等を推進するため、次の各事業に取り組みます。 なお、 <u>養育費や親子交流（面会交流）</u> に関しては、法務省法制審議会家族法制部会で家族法制の見直しについて議論が行われ、令和 5 年（2023 年）12 月 19 日には「家族法制の見直しに関する要綱案

修正箇所	修正前	修正後
	<u>と考えます。</u>	<u>（案）」が示されました。これまでの議論の中で、DV等の危険性についても意見がでており、引き続き各家庭の事情について配慮が必要です。</u>
P74	基本施策 1 養育費及び<u>面会交流</u>に関する相談体制の強化 養育費及び<u>面会交流</u>の相談 区役所の母子・婦人相談員やひとり親家庭支援センターで、養育費や<u>面会交流</u>に関する相談や、専門機関への橋渡し等を行います。ひとり親家庭支援センターでは弁護士による特別相談により、養育費や<u>面会交流</u>に関する相談も実施します。相談業務に従事する職員のスキルアップのため、研修を行い相談体制の充実を図ります。また、相談の機会を通じて養育費や<u>面会交流</u>に対する市民の意識向上に努めます。 母子 父子	基本施策 1 養育費及び<u>親子交流（面会交流）</u>に関する相談体制の強化 養育費及び<u>親子交流（面会交流）</u>の相談 区役所の母子・婦人相談員やひとり親家庭支援センターで、養育費や<u>親子交流（面会交流）</u>に関する相談や、専門機関への橋渡し等を行います。ひとり親家庭支援センターでは弁護士による特別相談により、養育費や<u>親子交流（面会交流）</u>に関する相談も実施します。相談業務に従事する職員のスキルアップのため、研修を行い相談体制の充実を図ります。また、相談の機会を通じて養育費や<u>親子交流（面会交流）</u>に対する市民の意識向上に努めます。 母子 父子
P74	基本施策 2 養育費・<u>面会交流</u>に関する広報・啓発の推進 養育費・<u>面会交流</u>に関する広報・啓発の推進 専門機関や母子・父子福祉団体、関係部局等と連携しながら、ホームページや SNS、パンフレット等の媒体を用いて、養育費や<u>面会交流</u>に関する広報・啓発活動を推進します。また、離婚届を受け取りに来た方にパンフレットを交付することで、養育費や<u>面会交流</u>に対する市民の意識向上に努めます。 母子 父子	基本施策 2 養育費及び<u>親子交流（面会交流）</u>に関する広報・啓発活動の推進 養育費・<u>親子交流（面会交流）</u>に関する広報・啓発の推進 専門機関や母子・父子福祉団体、関係部局等と連携しながら、ホームページや SNS、パンフレット等の媒体を用いて、養育費や<u>親子交流（面会交流）</u>に関する広報・啓発活動を推進します。また、離婚届を受け取りに来た方にパンフレットを交付することで、養育費や<u>親子交流（面会交流）</u>に対する市民の意識向上に努めます。 母子 父子

【参考】「基本目標 3 養育費確保の推進」成果指標について

女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023（一部抜粋）

希望する全てのひとり親世帯が養育費を受領できるようにすることが重要であるという認識の下、まずは 2031 年に、全体の受領率（養育費の取り決めの有無にかかわらず受領率。こども家庭庁「全国ひとり親世帯等調査」における母子世帯の数値を指標とする。）を 40%とし、養育費の取り決めをしている場合の受領率を 70%とすることを目指すこととする。

令和 3 年度全国ひとり親世帯等調査（母子世帯）	
（養育費を）現在も受けている世帯	28.1%
うち、養育費の取り決めをしている世帯で「現在も受けている」世帯	57.7%

※総数における割合（「離婚」・「未婚」の場合両方を含む）

札幌市ひとり親家庭等の生活と意識に関するアンケート調査結果

養育費の受取状況（母子家庭）※ 1	
（養育費を）現在も受けている世帯※ 2	43.6%
養育費の取り決めをしている世帯で「現在も受けている」世帯※ 3	66.2%

※1 「離婚」と回答のあった世帯のみ（「未婚」を含まず）

※2 「定期的に受け取っている」（37.8%）・「不定期だが受け取っている」（5.8%）の合計

※3 「養育費の取り決めをしている世帯」＝「文書を交わして取り決めている」・「文書は交わしていないが取り決めている」の合計